

東浦町災害廃棄物処理計画

令和2年11月

目 次

第 1 章 総論

第 1 節	計画策定の趣旨	1
第 2 節	対象とする災害及び被害想定	2
第 3 節	組織体制	4
第 4 節	対象とする廃棄物及び業務	10

第 2 章 災害廃棄物等処理に関する基本方針

第 1 節	基本方針	12
-------	------	----

第 3 章 災害廃棄物等の処理

第 1 節	災害廃棄物等の発生量推計	13
第 2 節	処理手順	14
第 3 節	生活ごみ及び避難所ごみの取扱い	15
第 4 節	災害廃棄物等の処理方法	15
第 5 節	一般廃棄物処理施設	27

第 4 章 仮置場の配置計画

第 1 節	基本的事項	29
第 2 節	必要面積の推計方法	29
第 3 節	推計発生量に基づく仮置場の有効面積及び必要面積	30
第 4 節	仮置場選定方法	30
第 5 節	仮置場の選定要件及び基準	30
第 6 節	仮置場の運用計画	32

第 5 章 解体撤去及び搬出・運搬

第 1 節	基本的事項	36
第 2 節	解体撤去作業の進め方	36
第 3 節	解体撤去時の分別	36
第 4 節	解体撤去時の周辺環境対策	36
第 5 節	搬出・運搬の指針	36

第6章 貴重品・思い出の品等への対応

第1節 基本的事項	38
第2節 回収、保管、管理について	38

第7章 災害廃棄物処理実行計画について 39

資料編

1 関係機関連絡先	43
2 本町と締結している協定	46
3 参考指針等	56

第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨

(1) 背景

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、膨大な災害廃棄物の発生に加え、津波による処理の困難性が加わり、廃棄物処理や生活基盤の再建に多大な影響を及ぼした。

環境省は、大震災の経験と知見を踏まえて、平成26年3月に策定した「災害廃棄物対策指針」で、災害時の廃棄物処理を迅速に進めるために、事前の対策を可能な限り講じておくことの重要性を示している。

また、その指針を参考に、各都道府県・市町村において実行性のある処理計画の作成・改定が求められている。

大規模災害や複合的な災害の発生時には、計画による柔軟な対応が必要であり、現実的かつ着実な災害廃棄物対策を進めていかなければならない。

本町は「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されていることから、発災時の廃棄物処理対策の充実と強化を図る必要がある。

そのため、国の指針及び愛知県から提供された情報等を踏まえ、平成25年3月に策定した東浦町災害廃棄物処理計画を改定する。

(2) 目的

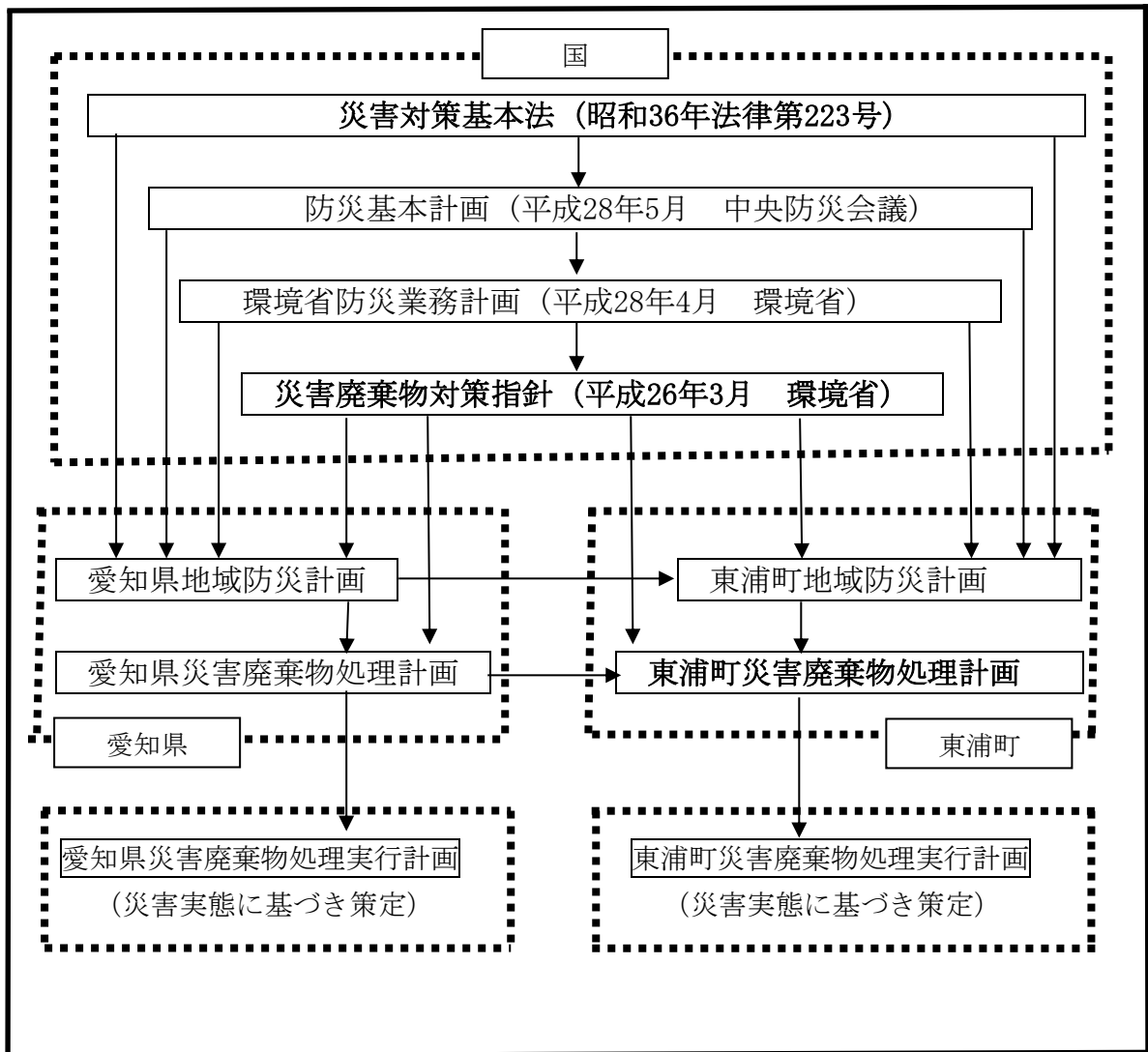
東浦町災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）は、前述の「災害廃棄物対策指針」に基づき、多量に発生することが予想される災害廃棄物等の処理について、迅速かつ適正な処理を行い、生活環境の保全と円滑な復旧・復興を推進することを目的とする。

(3) 位置づけ

本計画は、環境省が平成26年3月に策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき作成し、東浦町地域防災計画を補完するものである。

また、災害時には災害対策本部等から収集、報告される各種情報と本計画等に基づき、災害廃棄物実行計画を策定する。

なお、災害廃棄物処理に係る法令及び計画等の関係は、図1-1のとおりである。



【図 1-1 災害廃棄物処理に係る法令及び計画等の関係】

(4) 計画の見直しについて

本計画は、国の災害廃棄物対策指針が平成 26 年 3 月、愛知県災害廃棄物処理計画が平成 28 年 10 月に策定されたことに伴い、見直しを行うものである。

第 2 節 対象とする災害及び被害想定

1 対象とする災害

本計画は、東海地震及び東南海・南海地震が連動した場合を想定し、平成 26 年 5 月に愛知県が公表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」に基づき作成を行う。

なお、被害想定は、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震の 5 地震）を重ね合わせた「過去地震最大モデル」とする。

また、本計画では台風及び集中豪雨等の風水害による被害も想定に含め、地震及び風水害による被害想定を下記のとおり示す。

(1) 地震及び津波による被害想定

災害の規模

震度	最大津波高	最短津波到達時間 (津波高 30cm の到達時間)	浸水面積 (浸水深 1 cm 以上)
6 強	約 2.9m	85 分	約 431ha

(出典:愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査)

人的被害

	建物倒壊等	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災
死者数 (人)	約 30	*	約 10	約 10

※ 5 人未満の場合は、「*」を記載

(出典:愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査)

全壊・焼失棟数

	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災
全壊・焼失棟数 (棟)	約 600	約 10	約 60	*	約 700

※ 5 棟未満の場合は、「*」を記載

(出典:愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査)

(2) 風水害による被害想定

平成 12 年 9 月の東海豪雨のときの浸水地域の浸水家屋を被害想定とする。

床上浸水家屋数(戸)	床下浸水家屋数(戸)	合計
330 戸	210 戸	540 戸

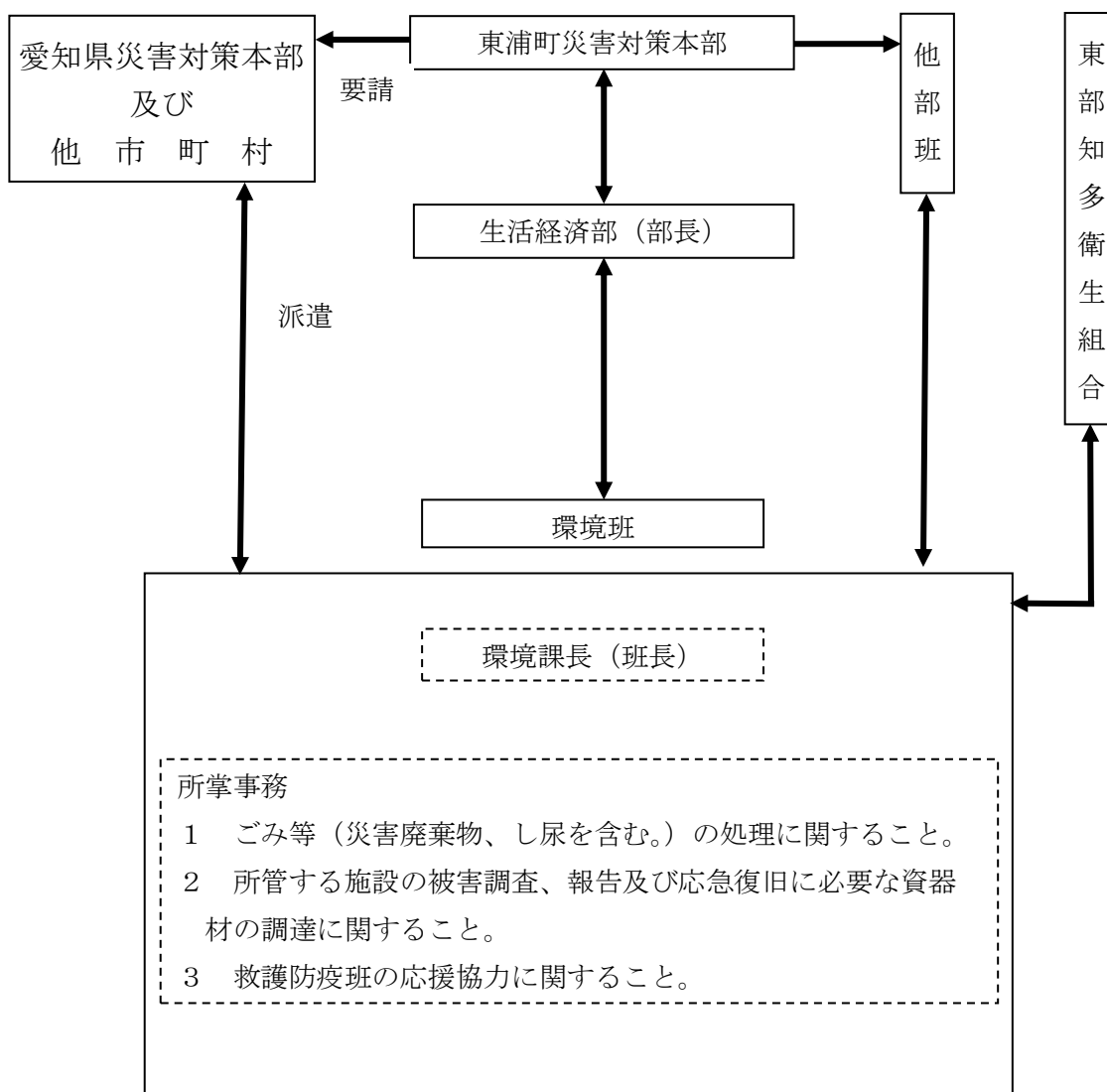
第3節 組織体制

1 組織体制

東浦町地域防災計画に基づき、東浦町災害対策本部の中に設置される生活経済部環境班を中心として災害廃棄物対策を行う。(図1-2参照)

災害廃棄物処理は、災害発生時に行う業務であり、業務が広範にわたることから、環境課を中心に人員を動員して臨時の体制を組織する。

各担当の業務の概要は、表1-1に示すとおりである。



【 図1-2 災害廃棄物対策組織図 】

【表 1 - 1 生活経済部環境班災害廃棄物対策業務概要】

項 目	担 当	主 な 業 務 概 要		
一 般 廃 棄 物 に 関 す る こ と	統括責任	生活経済部長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策の統括責任者 ・災害対策本部との連絡調整 	
	環境総務	環境課長(班長) 環境衛生係長 環境保全係長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策全体の進行管理及び調整並びに指示、命令 ・各担当との連絡調整 ・国庫補助金申請 	
	一般廃棄物	担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ・東部知多クリーンセンターの被災状況の把握 ・ごみ発生量の推計 ・ごみ処理実施計画の策定・公表 ・生活ごみ、避難所ごみの収集、処理体制の確保 ・処理困難物の処分方法の確立 ・廃棄物の区分、処理方法についての住民への指導 ・本町委託業者等との連絡調整 ・仮置場の開設、運用計画の整理 ・仮置場での搬入作業の管理、指導 ・民間委託業者等との連絡調整 ・災害廃棄物の資源化等、有効利用先の検討 ・中間処理施設、最終処分場への搬出 	(広域) <ul style="list-style-type: none"> ・県、他市町村及び関係団体等との連絡調整 ・支援の要請や受け入れのための連絡調整
		東部知多 クリーンセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理(避難所及び一般家庭等) ・ごみ処理施設の保守管理 ・がれきの再利用、再資源化、中間処理、最終処分 	
	し 尿	担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ・東部知多浄化センターの被災状況の確認 ・し尿発生量推計 ・し尿処理実施計画策定・公表 ・し尿収集、処理体制の確保 ・仮設トイレの設置、維持管理、撤去計画 ・本町委託業者等との連絡調整 ・上下水道の被災状況、復旧状況の確認 	
		東部知多 浄化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理(仮設トイレ及び一般家庭等) ・し尿処理施設の保守管理 	

※災害の発生状況により、災害対策本部からの指示で人員配置等の臨時体制を組織する。

2 発災時の初期対応について

発災時には、表1-1で示した項目ごとに役割分担を行い、下記表1-2のスケジュールを目安に、業務を進めることとする。

- (1) 避難所の生活環境の悪化を防止するため、発災後翌日にはし尿の収集を開始する。
- (2) 発災後、2日～3日後には避難所ごみ、生活ごみの収集を開始する。
- (3) 発災後、すぐに多量の災害廃棄物の撤去を行わなければならない状況が起り得るため、一次仮置場は、発災後翌日までに設置し、運営を開始することが望ましい。

【表1-2 発災時における業務内容及び処理スケジュール】

役割	業務分類	業務内容	当日	2日～3日	約1週間	約2週間	1ヶ月～	
環境総務	県及び市町村との連絡	連絡調整と担当者の確認	○					
		県への状況報告及び情報収集	○					
		他市町村等との連絡手段の確保	○					
	応援の要請	応援の要請内容の検討		○				
		応援の実施状況の把握			○			
国庫補助金申請	災害廃棄物処理事業に係る国庫補助金申請事務				○			
一般廃棄物	生活ごみ、避難所ごみの収集及び処理	東部知多クリーンセンターの被災状況の把握	○					
		本町委託業者等との連絡調整	○					
		ごみの発生量の把握		○				
		ごみ処理実行計画の策定・公表				○		
		避難所ごみの収集、処理体制の確保		○				
		生活ごみの収集、処理体制の確保		○				
		処理困難物の処分方法の確立				○		
	仮置場に関すること	廃棄物の区分、処理方法についての住民への指導	○					
		仮置場の開設、運用計画の整理		○				
		仮置場での搬入作業の管理、指導		○				
		民間委託業者等との連絡調整、委託調書の作成		○				
		災害廃棄物の資源化等、有効利用先の検討					○	
		中間処理施設、最終処分場への搬出					○	
	し尿	し尿の収集及び処理	東部知多浄化センターの被災状況の確認	○				
			本町委託業者等との連絡調整	○				
し尿発生量推計				○				
し尿処理実行計画策定・公表						○		
し尿収集、処理体制の確保				○				
仮設トイレの設置、維持管理、撤去計画				○				

3 災害発生時の情報収集及び連絡体制

(1) 環境班内の連絡調整

災害発生時の指示及び命令は、生活経済部長が行い、各担当からの報告・連絡・要請等は環境課長へ集約し、生活経済部長を通じて災害対策本部に報告する。

(2) 災害対策本部との連絡調整

災害対策本部からの連絡・要請・情報収集並びに災害廃棄物の収集・運搬・処理についての報告は、生活経済部長を通じて行う。

また、次の事項について災害対策本部より情報収集を行う。

- ・施設・機材・職員の被害状況
- ・建物の被害状況
- ・がれき等の発生状況
- ・収集区域の被災状況・道路状況
- ・くみ取り便層、浄化槽（下水道）の被害状況
- ・避難場所の設置状況
- ・燃料等の確保状況

(3) 関係部署との連絡調整

環境課長は、災害廃棄物の処理を進める上で必要な事項について、災害対策本部及び東部知多衛生組合（構成市町含む。）と連絡を取り、情報交換及び対策の調整を行う。

(4) 県との連絡調整

環境課長は、災害発生後直ちに所管事務所及び愛知県と情報交換等を行い、ごみ担当及びし尿担当を通じて、ごみ及びし尿処理施設の被災状況を把握し、所管事務所を通じて愛知県に報告する。

(5) 近隣市町村との連絡調整

環境課長は、近隣市町村清掃関連部署と連絡をとり、情報交換を行う。

(6) 関係団体、廃棄物処理業者との連絡

環境課長は、愛知県が応援協定を締結している関係団体及び廃棄物処理業者と連絡をとり、情報交換及び対策の調整を行う。

4 協力体制及び支援

本町単独での対応が困難な場合には、関係機関、団体に支援を求めることとする。各担当から支援の必要性を把握し、要請内容を整理し、生活経済部長を

通じて災害対策本部に報告する。

また、生活経済部長は、災害対策本部を通じて、地域防災計画に基づき応援要請を行ない、支援の要請及び受け入れの連絡調整は、環境課長が窓口となり行う。

なお、現在、締結されている他の市町村等との相互応援協定は、次のとおりである。

(1) 本町が締結している廃棄物処理等に関する協定

◇「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」

平成 26 年 1 月に県内の市町村及び一部事務組合の間で締結している災害時の一般廃棄物処理業務の相互応援協定で、災害の発生に起因してし尿又はごみの収集・運搬に支障が生じたとき、一般廃棄物処理施設の損傷によりし尿又はごみ処理が不能となったとき、あるいは当該処理施設の処理能力を著しく超えるし尿又はごみが発生したとき等に相互応援を行うもの。

◇災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（愛知県産業廃棄物協会）

平成 25 年 12 月に本町と(社)愛知県産業廃棄物協会の間で締結した協定で、災害時における災害廃棄物の収集・運搬及び処分について産業廃棄物処理業の団体である(社)愛知県産業廃棄物協会に県が本町からの要請を受けて協力要請を行うもの。

◇「災害時等の応援に関する協定書」(トーエイ(株)、(株)オオブユニティ)

平成 27 年 4 月に本町とトーエイ(株)、オオブユニティ(株)の間で締結した協定で、災害発生時に本町からの要請を受け、必要な人員、車両、資機材等を調達し、災害廃棄物やし尿、浄化槽汚泥の収集運搬及び処理を行うもの。

(2) 災害廃棄物処理支援ネットワーク D.Waste-Net の活用の検討

有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等で構成され、発災後には、災害情報及び被害情報の収集・分析を行い、自治体等による適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理を実施するための支援を行う団体。

支援内容

・被災自治体に専門家・技術者を派遣し、処理体制の構築、生活ごみ等や片付けごみの排出・分別方法の周知、片付けごみ等の初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営、悪臭・害虫対策、処理困難物対応等に関する現地支援

・被災自治体にごみ収集車等や作業員を派遣し、生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援

(現地の状況に応じてボランティア等との連携も含む)

- ・被災状況等の情報及び災害廃棄物量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定、被災自治体による2次仮置場及び中間処理・最終処分先の確保に対する技術支援
- ・災害廃棄物処理の管理・運営体制の構築、災害廃棄物の広域処理の実施スキームの構築、処理施設での受入れ調整

5 町民等への広報

災害時に発生する廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、災害ごみや生ごみを含めた災害廃棄物の処理に関する情報は次のとおりとする。

(1) 広報媒体

- ア 公共通信媒体（テレビ・ラジオ・新聞等）
- イ 防災行政無線（同報無線）
- ウ 広報紙、回覧版、貼り紙
- エ 広報宣伝車
- オ インターネット
- カ その他（必要に応じた広報）

(2) ごみの処理に係る内容

- ア 災害ごみ・生活ごみ等の排出方法
- イ 収集ルート
- ウ 適正処理困難物の排出方法
- エ 仮置場の設置状況
- オ 不法投棄の禁止、野焼きの原則禁止

(3) し尿の処理に係る内容

- ア 収集体制、日程（し尿・浄化槽）
- イ 仮設トイレの設置場所、設置状況
- ウ 仮設トイレの使用上の注意及び維持管理等
- エ し尿・浄化槽の使用上の注意及び維持管理等

(4) 倒壊家屋の処理に係る内容

- ア 倒壊家屋の対応方法
- イ 解体時の申請方法
- ウ 解体物の処理方法
- エ 解体後の対応方法

第4節 対象とする廃棄物及び業務

1 対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、災害の発生により特に平常時と異なる対応が必要となるもので、被災者の生活に伴い発生する廃棄物及び災害によって発生する廃棄物であり、該当する品目については、表1-3のとおりとする。

なお、被災者や避難の生活に伴い発生するし尿も対象とする。

【表1-3 対象とする災害廃棄物等】

被災者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみとりし尿
災害によって発生する廃棄物等	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	木くず	柱・梁・壁材、風水害または津波などによる流木
	不燃物	ガラス、陶磁器くず、土砂などが混在した廃棄物
	資源物	びん類・缶類・ペットボトル・プラスチック製容器包装・ダンボール等紙類
	粗大ごみ	60cm以上2m未満の家具等
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	腐敗性廃棄物	冷凍冷蔵庫や化工場棟から排出される食品廃棄物・水産廃棄物、飼料工場棟から排出される飼料・肥料・糞など
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機などの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの なお、再資源化可能なものは、各リサイクル法により処理を行う
	有害物質	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA、テトラクロロチエレンなどの有害物質
津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により、陸上に打ち上げられ堆積したもの	

	その他、処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物、ピアノ、スプリングマットレス等の東部知多クリーンセンターで処分することができないもの、災害により被害を受けて使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車、船舶等
--	---------------	--

(出典：愛知県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 10 月）)

2 対象とする業務

本計画で対象とする業務は、本町が行う災害廃棄物の収集・処理及びそれに関する次の業務とする。

- (1) 収集運搬
- (2) 中間処理（破碎、焼却等）・最終処分
- (3) 再利用・再資源化（リサイクル）
- (4) 二次災害（強風による飛散、感染症の発生、発生ガスによる火災等）の防止
- (5) 情報収集・広報
- (6) 上記業務のマネジメント、その他災害廃棄物処理に係る事務等

第2章 災害廃棄物等処理に関する基本方針

第1節 基本方針

災害廃棄物等は、以下に示す基本方針に従い処理する。

1 衛生的な処理

災害時は、被災者の一時避難や上下水道の断絶等の被害が想定され、その際に多量に発生する生活ごみやし尿については、防疫と復旧・復興のために、生活衛生の確保並びに町民の健康維持を最重要事項として対応する。

2 迅速な対応・処理

生活衛生の確保、地域振興の観点から、国、県、他市町村、民間事業者と連携を図り、迅速に災害廃棄物の処理を行う。

3 計画的な対応・処理

災害による道路の寸断、一時的に多量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置や有効な処理施設の設置により、災害廃棄物を効率的に処理する。

また、必要に応じて他自治体や民間事業者と相互協力体制を構築し、広域的な処理についても検討を行う。

なお、発災時は、災害対策本部等から伝達される各種情報や本計画等に基づき、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

4 環境に配慮した処理

災害時においても、十分に環境に配慮し、災害廃棄物の処理を行う。アスベスト、PCB、感染性廃棄物、フロン類、化学物質等の飛散防止対策、野焼きの原則禁止、緊急処理施設におけるダイオキシン類対策等などに配慮する。

5 分別・リサイクルの推進

災害時に膨大に発生する災害廃棄物を極力、地域の復興等に役立て廃棄物の資源化を行うことは、処理・処分量を軽減することができ、効率的な処理のためにも有効であることから、建築物解体時から徹底した廃棄物の分別を実施し、可能な限りリサイクルを推進する。

6 安全作業の確保

災害時の処理業務は、ごみの組成・量の違いや危険物の混入等に伴い、通常業務と異なることが想定されるため、二次災害の発生を防止し、作業の安全性の確保を図る。

第3章 災害廃棄物等の処理

第1節 災害廃棄物等の発生量推計

災害廃棄物等発生量は、「仮置場における選別前」、「仮置場における選別後」において、廃棄物の種類ごとに愛知県が算出しているため、その推計値を採用する。

また、し尿収集必要量は、くみとり世帯の対象分、避難所の対象分と分けて算出するものとする。

なお、国・県による推計等の見直しがあった場合、随時修正するものとする。

【表3-1 選別前発生量推計値】

(単位: t)

発生量推計値 (選別前)	可燃物	不燃物	津波堆積物	合計
東浦町	29,310	213,896	105,421	348,628

(出典:愛知県災害廃棄物処理計画における災害廃棄物等発生量(推計)について)

(平成27年8月 愛知県)

【表3-2 選別後発生量推計値】

(単位: t)

発生推計量 (選別後)	可燃物	不燃物	柱角材	コンクリート
東浦町	22,132	39,170	2,399	155,812

金属	分別土砂	合計
13,012	116,103	348,628

(出典:愛知県災害廃棄物処理計画における災害廃棄物等発生量(推計)について)

(平成27年8月 愛知県)

【表 3 - 3 し尿の発生量及び収集車両必要総定数】

1週間後		1ヶ月後	
し尿発生量 (kℓ/日)	想定必要台数 (台)	し尿発生量 (kℓ/日)	想定必要台数 (台)
36.4	2～3	7	1

(出典:市町村別し尿発生量と想定必要台数及び想定稼働台数)

(平成 27 年 10 月 愛知県)

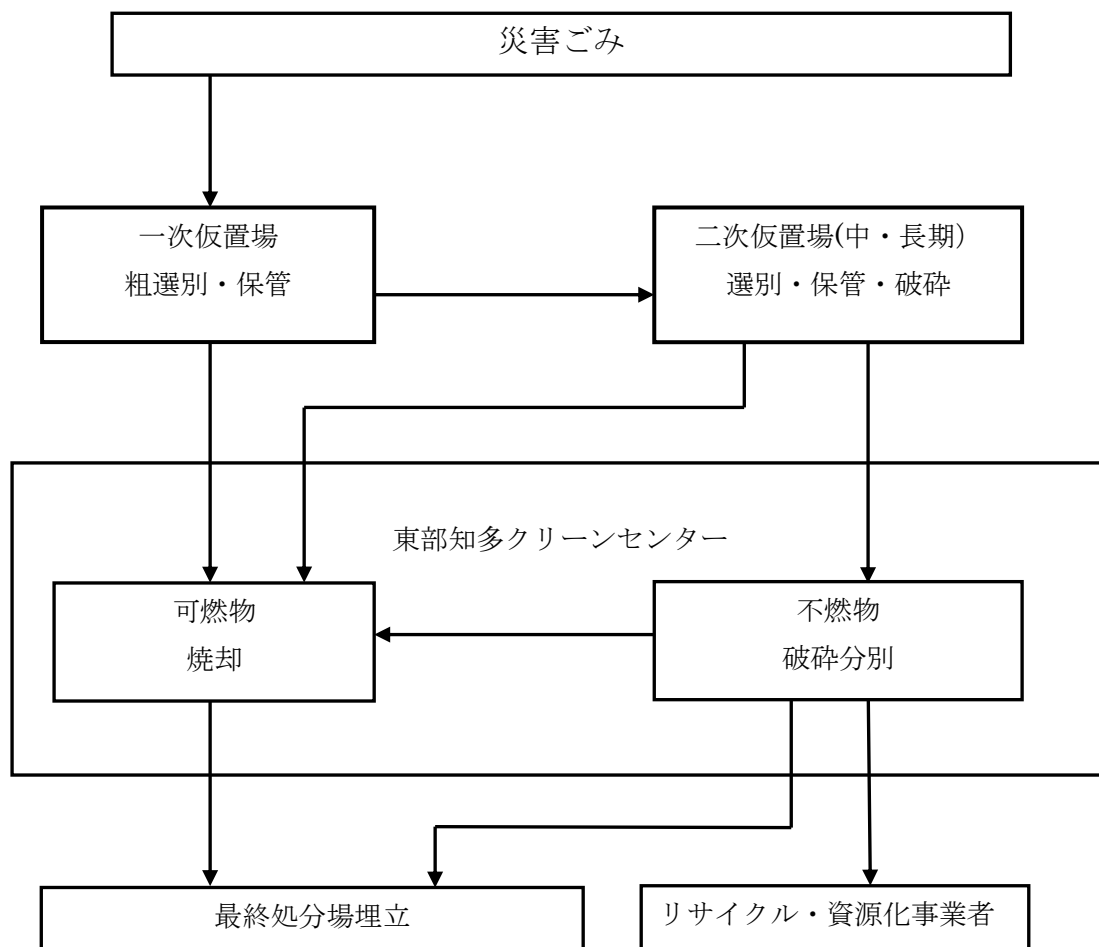
※必要想定台数はトリップ数を1車あたり、1日あたり3～5回と想定

第2節 処理手順

1 処理手順

災害廃棄物の処理手順を図 3 - 1 に示す。

災害廃棄物の処理にあたっては、一次仮置場への搬入時から品目ごとの分別を行い、最終的にリサイクル率を高め、埋立処分等を行う廃棄物の量を極力、減少させなければならない。



【 図 3 - 1 災害廃棄物処理の流れ 】

第3節 生活ごみ及び避難所ごみの取扱い

1 分別区分

分別区分は、平常時と同様とする。

ただし、災害時は生ごみ等の可燃ごみを優先的に処理しなければならないため、不燃物や資源物（プラスチック製容器包装、紙布類、缶類、びん類、ペットボトル）は、一時的に収集を休止し、各家庭及び避難所での一時保管の協力を要請することも検討する。

2 収集体制

災害発生時は避難所が開設され、避難した人の生活から排出されるごみの収集が生じるため、避難所で排出されるごみの収集を平常時のごみ処理ルートに避難所を組み込んで行う。

収集ルートは、平常時のルートを基本とし、道路の不通等により平常時より収集効率が低下することを考慮して、収集車を平常時より増車するなど、対応策を検討する。

また、委託業者及び許可業者が保有する収集車両だけでは不足が生じることが想定されるため、必要に応じて、他市町や協定を締結している関係団体からの応援を要請する。

なお、事業系ごみについては、平常時と同様、許可業者による収集を基本とする。

3 処理体制

平常時と同様に、分別を徹底し、可燃ごみ及び不燃ごみは、東部知多クリーンセンターで処理、処分することを原則とする。

また、可燃ごみには生ごみが含まれるため、可能な限り保管はせず、継続的に焼却処理を行う。

なお、生活ごみとして出される粗大ごみは、平常時と同様の収集、処理体制を基本とし、排出者が直接、東部知多クリーンセンターへ搬入を行うか、戸別有料収集を利用することとする。

第4節 災害廃棄物等の処理方法

1 ごみ処理に関する基本的事項

大規模な地震発生により建物等の倒壊・破損・焼失、窓ガラス・屋根瓦等の落下物、倒木・自動販売機等がれきが大量に発生し、損壊家屋・事業所等の解体時に発生する廃材・コンクリート塊・鉄筋等のがれきも長期にわたり大量に排出されるため、がれきを速やかに被災地から撤去し、再利用・焼却・埋立等の処理を行う必要がある。

また、撤去の際は倒壊による二次災害の可能性が高い危険な家屋や通行支障の

あるものから処理するものとする。

なお、ごみ処理施設である東部知多クリーンセンターが施設損壊した場合には、早急に復旧させ、稼動不能の場合は、他市町村に処理について応援の要請をする。

(1) 災害時の倒壊建物やがれきの撤去・処理については、自己処理が原則となる。

(2) 国庫補助を受けて本町の事業として解体撤去を行う場合の対象建物は、個人所有の住宅及び中小企業者の事務所とする。

ただし、災害発生後、国において国庫補助の対象が決定され、上記の対象建物に変更があった場合にはそれによるものとする。

そのため、国庫補助に係る国の動向を踏まえ、国庫補助申請に係る県の担当者と連絡調整を図る必要がある。

(3) がれきの処理の効率化、リサイクルの向上のため、分別の徹底を図り、解体撤去時から分別の徹底を図る。

(4) 災害廃棄物の解体、撤去時からの分別の徹底を図り、民間の再資源化施設を活用することで、がれきの再利用・再資源化を可能な限り推進し、最終処分の削減を図る。

2 処理方法

(1) 木くず

柱角材はチップ化し、再利用・再資源化を図るため、再生利用先又は産業廃棄物業者民間の早期搬出を図る。

また、民間の施設確保が困難な場合は、仮置場に緊急処理施設（チップ化）の設置を図り、再資源化が困難な場合は焼却による処理を行う。なお、海水を被った木材は、降雨にさらしたり、洗浄機器等により塩分や土砂を除去する。

チップの具体的な用途及び利用条件を表3-4に示す。

【表3-4 チップの用途及び利用条件】

用途	利用の条件等
製紙原料	・ 生木（丸太）が最適 ・ 腐朽材や土砂混入は不可
パーティクルボード原料	・ 汚れの少ない家屋改定木材が最適 ・ 腐朽材や土砂混入は不可
ボイラー燃料・ペレット燃料	・ 腐朽材や土砂混入は不可
緑化資材マルチング	・ 土砂混入も可
セメント原燃料	・ 土砂混入も可

(出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアル)

(2) 木くず以外の可燃物

木くず等のリサイクルできるものや、処理困難なものは当初から分別を徹底し、再それら以外の可燃物は焼却し、減量化を図る。

災害時には町の現有処理施設だけでは処理能力が不足することが想定される。

また、仮置場における長期保管は、腐敗や火災の原因となるため、民間処理施設の確保や協定を活用し、他市町村等へ応援要請し、早期搬出を図る。

(3) 資源対象物

平常時どおりの分別により、収集し、資源化を図るものとする。

ただし、災害発生直後の応急時はその重要度を考慮して、生ごみ等の可燃ごみ収集を優先的に行うため、一時的に資源ごみ（びん類・缶類・ペットボトル・プラスチック製容器包装・ダンボール等紙類）収集は、収集休止や区分変更も検討する。

また、道路の不通や渋滞等により収集効率が低下する場合、優先的に処理する必要がある生ごみ等の可燃ごみ以外の不燃ごみ、粗大ごみを各家庭で一時的に保管し、町の処理方針に応じて排出するよう、住民に協力を呼びかける。

(4) 不燃物

不燃物は、再資源化が困難なため、極力、破碎により減容した後、埋立処分を行う。

(5) 粗大ごみ

平常時の収集・処理体制を基本とし、本町委託業者が収集を行い次の方法で処理を行う。

また、災害発生後一時的に排出が増大すると予想されるため、被災地域では現行の戸別収集から拠点収集への変更や被災程度の違いにより、収集頻度など地区別に異なった対応をとることを検討する必要がある。

- ・対象物は、60cm以上2m未満の家具類等であり、可燃系粗大ごみ、不燃粗大ごみに区分される。
- ・東部知多クリーンセンター及び民間施設において、処理・処分することを原則とする。
- ・住民が直接、東部知多クリーンセンターへ搬入することも原則受け付ける。
- ・家屋の解体に先立って排出されるものは、集積所を指定することも検討する。
- ・選別・破碎処理により減容し、できる限り資源化に努める。

なお、選別・破碎処理後の資源化できない部分については、埋立処分を行う。

(6) コンクリート塊

コンクリート塊は、破碎することにより、路盤材や埋め戻し材、骨材等として

活用することができる。再利用・再資源化を前提に、産業廃棄物処理業者等の民間処理施設へ搬出を行う。

また、民間の施設確保が困難な場合には、仮置場に緊急処理施設（破砕機）を設置すること検討する。

【表3-5 コンクリート塊の用途及び破砕後の大きさ】

用途		参考
道路路盤材 土質改良材	路盤材 (再生クラッシュラン)	・40mm以下に破砕
	液状化対策材	
	埋立柱材	
	埋め戻し材・裏込め材 (再生クラッシュラン・再生砂)	・大きさは利用目的に応じて、適宜選択する。
コンクリート	再生粗骨材M	・5～25mm ・二次破砕を複数回行う
	その他	・用途に応じて作成

(出典:災害廃棄物分別・処理実務マニュアル)

(7) 金属くず

金属くずは、平常時の委託業者等の金属再資源化業者に引取り依頼することを原則とし、依頼先業者の確保を図る。

(8) 腐敗性廃棄物

腐敗した食品廃棄物や飼料は、悪臭の発生原因にもなるため、早急に東部知多クリーンセンターで焼却処分を行う。

また、肥料については、焼却処分または最終処分場での埋立処分が考えられるが、埋立処分の場合、窒素、リン、カリウムによる環境負荷を考慮したうえで実施する必要がある。

なお、廃棄については約4分の1程度まで切断したうえで、焼却処分を行う。発酵により、発熱・発火する恐れがあるため、仮置場での長期保管、雨ざらし状態での保管及び高積み（最大2m程度まで）は、避けなければならない。

(9) 廃家電（家電リサイクル法の対象）

テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機といった家電4品目のうち、状態の良いものは、家電リサイクル法に基づき、指定引取場所へ搬出する。

なお、家電4品目のうち、状態が悪いもの及び小型家電は、金属くずとして、リサイクルを行う。

(10) 有害物質

有害物質については、災害時においても基本的には平常時と同様の取扱いとするが、仮置場等に搬入された場合は、分別保管し、廃棄物処理業者へ引き渡すなど、適正な対策及び処理を講じることとする。

アスベスト

昭和 30 年～40 年代に建てられた鉄骨造建築物の耐火被覆材などとして使用された。

アスベストを使用した建築廃材の収集運搬の際は、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成 19 年 8 月、環境省水・大気環境局大気環境課）石綿含有廃棄物等処理マニュアル（平成 23 年 3 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等に準じて、アスベストの飛散防止措置を講じることとする。

P C B

コンデンサ等の電気機器や熱媒体等に使用されており、強い毒性がある。昭和 47 年頃まで生産されており、昭和 48 年に法律により製造・輸入が禁止された。

P C B 廃棄物については、P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成 23 年 8 月改定、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等に準じて、回収・処理を行うこととする。

フロン類

冷蔵庫・冷凍庫・エアコンの冷媒や断熱材等として使用されている。

冷蔵庫・冷凍庫・エアコンに含まれるフロン類は、家電リサイクル法に基き、愛知県フロン回収・処理推進協議会と連携を図り、適正に回収・処理を行うこととする。

トリクロロエチレン等

有機塩素系溶剤・ドライクリーニングや脱脂洗浄等の溶剤として使われている。

産業廃棄物として、事業者の責任において、販売店やメーカー等へ処理するよう指導する。家屋の倒壊等により搬出が困難なものは、家屋の解体撤去時に搬出、処理するよう指導する。

C C A 処理木材

C C A とは銅・クロム・ヒ素を含んだもので木製電柱・家屋の土台などに防腐剤、白蟻対策として使用されてきた。解体撤去の家屋に C C A 処理木材が使

用されている場合は、解体事業者は解体作業着手前に町に報告するよう指導する。町は現地調査によりCCA処理木材の使用を確認し、発生量を見積り、その処理方法について事業者に指示する。この後、解体業者は適正な方法により解体撤去し、適正な設備を有する廃棄物処理施設で焼却処理する。

感染性廃棄物

医療機関・試験研究機関等から医療行為、研究活動に伴って発生し、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。通常時同様、排出者の責任において処理を依頼する。災害時に設置される救護所等で発生するものは、救護所を担当する医師と協議し、適切な処理方法を確保する。

(11) 分別土砂

災害により発生する土砂は、可燃物、不燃物と混ざった状態になった土砂、津波堆積物に含まれる土砂等がある。

土砂の選別は重機による機械選別とし、公共事業において、盛土材、埋戻し材等としての再利用を検討する。

(12) 混合廃棄物（分別が困難な廃棄物）

混合廃棄物は、極力、再選別し資源化を図った上、残った可燃物は焼却後、埋立処分し、不燃物は埋立処分する。

(13) 適正処理が困難な廃棄物

適正処理が困難な廃棄物の範囲は、災害時における建物の解体撤去及び一般家庭から排出される廃棄物のうち、有害廃棄物等東部知多衛生組合の施設では適正な処理が困難なものである。

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。また、一般家庭から排出される適正処理が困難な廃棄物は、災害発生時に排出の増加が予想されるため、初期段階からその適正な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設け、平常時の対応と同様に業者への引取り依頼などの適切な方法を指導するものとする。

なお、現在、本町で収集しないものは表3-6のとおりである。

【表3-6 適正処理が困難な廃棄物】

区分	品目
1 有毒性物質を含む物	農薬、殺虫剤、有毒性のある薬品の容器、強酸性若しくは強アルカリ性の物質

2 危険性のあるもの	揮発油（ガソリン・ベンジン・シンナー等）、灯油、プロパンガスボンベ、火薬類、バッテリー、廃油類、消火器
3 著しく悪臭を発生する物	
4 容量、重量及び長さが著しく大きい物	スプリングマットレス、スプリングソファ、オートバイ、ピアノ、耐火金庫、農業用機械器具、システムキッチン、浴槽、浄化槽、ソーラー温水器、電気温水器、物置、ボーリングの玉、自動車及び自動車用部品
5 電気機器類	エアコンディショナー、テレビ（液晶テレビを含む。）、冷蔵庫（冷凍庫を含む。）、洗濯機、衣類乾燥機、パーソナルコンピュータ（デスクトップ型のキーボードを除く。)
6 その他町の行う処理に著しい支障を及ぼすと認められる物	

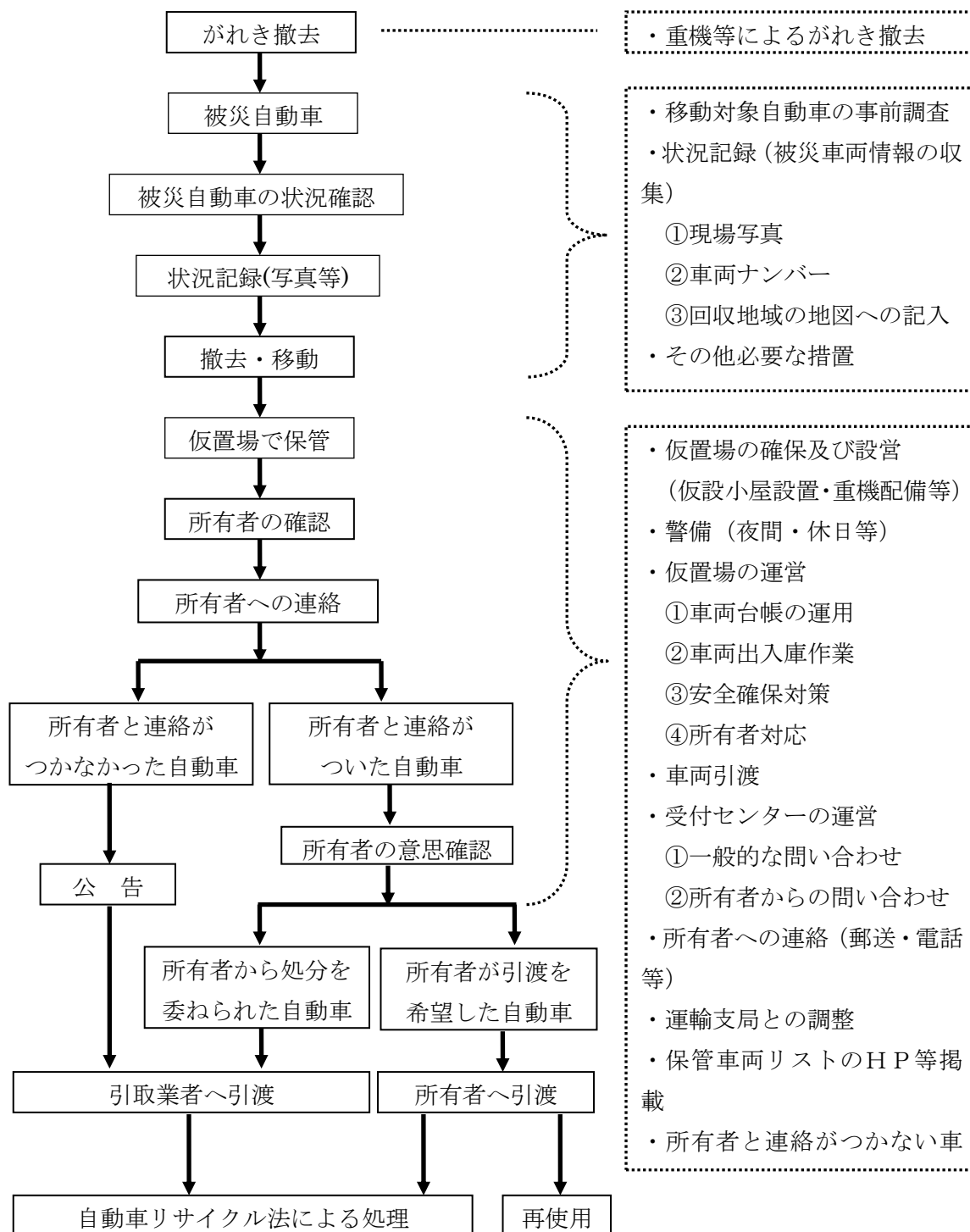
(14) 被災自動車

被災自動車は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づき処理を行うことを原則とする。

なお、詳細については、図3-2のとおりである。

被災自動車とは、

地震、津波等により被災し、外形上から判断してその効用をなさない状態にあると認められる（冠水歴または大規模な破損が認められるなど、外形上から判断して自走不可能と考えられる）使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第2条に規定する自動車とする。



【 図 3 - 2 被災自動車の処理フロー 】

3 し尿処理に関する基本的事項

- (1) 平常時の収集・処理体制を基本とし、本町委託業者が収集を行い、東部知多浄化センターへ搬入し、処理を行う。
- (2) 災害対策として設置した簡易・仮設トイレからのし尿収集・処理は、本町委託業者等が収集し、東部知多浄化センター及び東部知多クリーンセンターで処理を行う。
- (3) 平常時にし尿及び浄化槽汚泥の収集を行っている家庭、事業所及び公衆便所からのし尿及び浄化槽汚泥の収集・処理も平常時同様、本町委託業者、許可業者が収集を行い、東部知多浄化センターで処理を行う。
- (4) 平常時にし尿収集及び浄化槽汚泥の収集を行っている家庭、事業所等からの収集頻度は、平常時と同様とする。

ただし、災害時の業務量の増大により通常時の収集頻度が困難な場合は、貯留槽・便槽内の半分以下程度のくみ取りとし、各戸の当面の使用を可能にする方法を検討する。

- (5) 災害による損壊等で東部知多浄化センターでの処理が行えない場合や処理能力が不足する場合は、東部知多浄化センターから接続された下水道施設での処理を行う。

なお、下水道施設での処理が困難な場合は、他の市町村に応援を要請する。

- (6) 簡易・仮設トイレの設置による収集業務の増大により、収集に支障をきたす場合は、関連団体や他の市町村に人員や収集車の調達、処理の応援を要請する。

4 簡易・仮設トイレの設置

- (1) 簡易・仮設トイレの配置計画は、し尿の収集・運搬計画を踏まえ、計画を策定する。
- (2) 簡易・仮設トイレの設置は、配置計画に基づき協力業者等に対して、配置先、配置基数を示し設置する。
- (3) 生活経済部長は、災害対策本部と密接な連絡をとり、備蓄する簡易トイレが不足する場合は、簡易・仮設トイレの追加調達を行うとともに、その設置のための応援などを協力業者等に要請する。

5 仮設トイレの備蓄状況

本町が町内公共施設に保有している仮設トイレの総数は257台であり、詳細については表3-7のとおりである。

【表 3-7 仮設トイレの備蓄状況（令和元年度末現在）】

森岡地区	森岡防災倉庫	森岡台防災倉庫	森岡小学校
	洋式 2 基	洋式 2 基	洋式 7 基
	森岡保育園	森岡西保育園	
	洋式 3 基	洋式 5 基	
緒川地区	役場東防災倉庫	北部防災倉庫	緒川防災倉庫
	洋式 1 基	洋式 104 基	洋式 4 基
	緒川西部防災倉庫	北部中学校	緒川小学校
	洋式 2 基	洋式 7 基	洋式 7 基
	緒川保育園		
	洋式 6 基		
緒川新田地区	緒川新田防災倉庫	葵ノ荘防災倉庫	東ヶ丘防災倉庫
	洋式 2 基	洋式 2 基	洋式 2 基
	西部防災倉庫	西部中学校	卯ノ里小学校
	洋式 15 基	洋式 7 基	洋式 7 基
	緒川新田保育園		
	洋式 3 基		
石浜地区	石浜東防災倉庫	石浜中防災倉庫	県住防災倉庫
	洋式 2 基	洋式 2 基	洋式 2 基
	衣浦台防災倉庫	平池台防災倉庫	午池防災倉庫
	洋式 1 基	洋式 4 基	洋式 2 基
	南ヶ丘防災倉庫	東浦中学校	片葩小学校
	洋式 2 基	洋式 7 基	洋式 7 基
	石浜西小学校	石浜保育園	石浜西保育園
	洋式 7 基	洋式 4 基	洋式 4 基
生路地区	生路防災倉庫	生路小学校	生路保育園
	洋式 2 基	洋式 7 基	洋式 3 基
藤江地区	藤江防災倉庫	南部防災倉庫	藤江小学校
	洋式 2 基	洋式 1 基	洋式 7 基
	藤江保育園		
	洋式 3 基		

（出典：防災交通課）

6 施設の点検

災害発生後、東部知多衛生組合は、東部知多浄化センターの建物・希釈設備・貯留槽・ポンプ等の付帯設備の損壊及び電気系統・用水の確保状況並びに配管の点検を行い、損壊あるいは支障の有無や損壊・支障が認められる場合は、その状況を直ちに町へ報告する。

7 災害時に補完すべき能力

本町委託業者及び許可業者並びに協定締結団体に協力を依頼し、し尿収集車を調達する。

また、災害による損壊等で東部知多浄化センターでの処理が行えない場合や処理能力が不足する場合は、東部知多浄化センターから接続された下水道施設での処理を行うが、下水道施設での処理が困難な場合は、他の市町村に応援を要請する。

8 簡易・仮設トイレの配置計画

(1) 災害時の配置計画

避難所に避難する住民に加え、断水により自宅の水洗トイレが使用できない世帯の住民の一部が、簡易・仮設トイレを必要とすると考えられるため、設置の箇所は、汲み取り処理区域及び下水道使用不可能地域にある次の施設から優先的に設置する。

ア 避難場所・避難所

イ その他被災者を収容する施設

簡易・仮設トイレの設置基数は、断水の状況及び復旧の見通しにより追加調達の必要が考えられるが、これらの追加調達は、衛生器材のリース業者等からの調達及び県・他市町村の備蓄分を借り受けする。

ウ 簡易・仮設トイレの設置に関する配慮事項

簡易・仮設トイレの設置は、臭気など避難所や周辺世帯への影響を考慮し、収集車の出入りのための通路を確保できる場所を選定する。

また、簡易・仮設トイレを調達する場合は、高齢者や障がい者の利用にも配慮する。

(2) 簡易・仮設トイレの維持管理体制

ア し尿の収集体制

し尿の収集は、本町委託業者が行うこととする。

避難所の簡易・仮設トイレでは、し尿は、凝固剤で固化させたくうえで、東部知多クリーンセンターへ搬入し、焼却処分を行うこととする。

また、収集頻度は、容量や衛生保持等を勘案して設定する。

イ 維持管理業務の分担

簡易・仮設トイレの衛生に係る維持管理は、し尿担当が総括し、維持管理方法を計画するとともに、巡回等により衛生状態を把握する。

また、住民の協力を得るため、簡易・仮設トイレの利用や維持管理の方法に関する広報を行う。

なお、簡易・仮設トイレの衛生保持等の日常的な維持管理は、避難住民を中心として行うものとし、避難所の管理者などにその旨の協力を依頼する。

(3) し尿処理体制の復旧

上水道の復旧や避難住民の帰宅の状況に基づき、簡易・仮設トイレの必要性を判断し、計画的に撤去するものとする。

9 災害廃棄物の搬入ルート

本町では、災害が発生した場合における、人員、物資などの輸送を円滑に進めるため、地域防災計画において幹線道路を対象とした緊急輸送道路が定められている。

災害が発生し交通網に支障が出た場合、この緊急輸送道路がまず復旧されることから、災害廃棄物の輸送ルートは、発生源から指定された仮置場及び処理施設まで基本的に緊急輸送道路を利用することとする。

また、災害廃棄物の輸送ルートを確保するため、障害となっている災害廃棄物の撤去を優先的に実施するものとする。

第5節 一般廃棄物処理施設

本町を含めた2市2町で構成する東部知多衛生組合の廃棄物処理施設の能力は、次のとおりである。(令和元年度末現在)

1 ごみ焼却施設

名 称	東部知多クリーンセンター
所在地	東浦町大字森岡字葭野 41 番地
施設規模及び形式	処理能力 200t/日 (100t×24h7×2基) 燃焼型式 シャフト炉式ガス化溶融炉 焼却方式 廃熱全量ボイラ方式 建築面積 3,739.73 m ² 延床面積 10,032.32 m ²
備 考	竣工年月 平成 31 年 3 月

2 粗大ごみ処理(破碎)施設

名 称	東部知多クリーンセンター
所在地	東浦町大字森岡字葭野 41 番地
施設規模及び形式	破碎能力 30t/日 (30t/5h×1基) 破碎方式 衝撃剪断併用横形回転式 建築面積 987.12 m ² 延床面積 1,429.52 m ²
備 考	竣工年月 平成元年 4 月

3 スラグストックヤード

名 称	東部知多クリーンセンター
所在地	東浦町大字森岡字葭野 41 番地
施設規模及び形式	貯留量 1,545t (515t×3区画) 建築面積 643.06 m ² 延床面積 675.62 m ²
備 考	竣工 令和 3 年度 (予定)

4 最終処分場

名 称	大東最終処分場
所在地	大府市大東町五丁目 108 番地
施設規模及び形式	処理対象物 一般廃棄物破碎不燃物 埋立容量 38.139 m ³
備 考	竣工年月 平成 27 年 4 月

4 し尿処理施設

本町を含めた2市2町で構成する東部知多衛生組合のし尿処理施設の能力は、次のとおりである。(令和元年度末現在)

名 称	東部知多浄化センター
所在地	東浦町大字森岡字三州道 41 番地
施設規模及び形式	処理能力 200kℓ／日 (し尿 45kℓ／日、浄化槽汚泥 155kℓ／日) 処理方式 生物処理＋下水道法流方式
備 考	敷地面積 15,509.63 m ²

第4章 仮置場の配置計画

第1節 基本的事項

- (1) 仮置場は、住民の避難場所及び仮設住宅建設場所などの確保を最優先に行った後、災害廃棄物の発生状況から必要と判断される場所（必要面積）を、公共用地を中心として計画的に選定、確保するものとする。なお、民間の施設（廃棄物（ごみ）処理施設など）の活用も検討する。
- (2) 仮置場は、一次仮置場（中小規模）と二次仮置場（大規模）の2種類を設置する。
- (3) 一次仮置場は、災害廃棄物の一時的な仮置きや必要に応じた分別作業が行える場所に設置する。
- (4) 二次仮置場は、災害廃棄物の長期にわたる仮置き、あるいは仮設処理施設による再資源化处理等を行うものとする。また、設置場所については、最低限の設備（電気や水道等）が使用できる場所とする。
- (5) 緊急輸送道路等に排出された災害廃棄物を早急に撤去するため、被災に比較的近い場所への設置や中間処理施設・最終処分場への中継基地の機能もあるので、東部知多衛生組合との連携が図れるように設置することが望ましい。

第2節 必要面積の推計方法

仮置場の必要面積の推計するにあたり、前提条件を次のように設定した。

なお、国・県から推計等の見直しがあった場合、随時修正するものとする。

- (1) 災害時に発生したがれきは、すべて仮置場に搬入し一時的に保管することとする。
なお、仮置場の面積は、処理期間に平均的に仮置場から搬出される量を考慮し、仮置場が最も多くなると想定される時点の仮置場の必要面積を算出することとする。
- (2) 解体撤去期間（災害発生時点から家屋等を解体し、解体現場から仮置場等に撤去し終わるまでの期間）は、1年間とする。
- (3) 処理期間（災害発生時点からすべての処理を終了するまでの期間）は、がれきのリサイクルを最大限重視し、3年とする。

※解体撤去期間及び処理期間については、仮置場の確保のため設定したものであり、災害時は災害による被害の状況、がれきの発生量等を踏まえ、地域の復旧・復興の総合的観点からその期間を設定するものとする。

<仮置場必要面積の算定方法>

必要面積 = (①保管面積 + ②作業スペース面積) ÷ 2

①保管面積 = 発生量(重さ) ÷ 比重 ÷ 高さ

比重 : 可燃物 0.55、不燃物 1.48、津波堆積物 1.28

高さ : 災害廃棄物 5m、津波堆積物 5~10m

②作業スペース面積 = ①保管面積 × 2/3

※災害廃棄物は、継続して発生し、同時進行で処理を進めていくことから、必要面積を一度に確保する必要はないため、50%を確保することとする。

(出典:仮置場の必要面積 (H28年12月 愛知県))

第3節 推計発生量に基づく仮置場の有効面積及び必要面積

前述の方法及び前提条件に基づき、「東海・東南海地震連動型」におけるがれき処理に必要な仮置場の必要面積を以下のとおり算出した。

仮置場の必要面積

(単位:㎡)

	保管面積	作業スペース	必要面積
全 域	56,035	37,357	46,696

(出典:仮置場 必要面積の推計(H27.8 愛知県))

第4節 仮置場選定方法

仮置場の適地は、避難場所や仮設住宅建設場所等と重複する 경우가多く、これらの用地確保を最優先に行った後、仮置場の候補地を所有・管理する部署等と協議を行い、次項の選定要件及び選定基準を考慮し、公共用地を中心に仮置場を選定することとする。

なお、仮置場が不足する場合、関係機関と協議しつつ広域的な仮置場を設置する。

第5節 仮置場の選定要件及び基準

- (1) 水源や病院・学校等に近接していないこと
- (2) 搬入に便利で災害廃棄物の搬入・搬出車両や作業用重機の通行が比較的容易な道路を有すること。
- (3) 中間処理機材等の設置・使用に支障がなく、仮置場における重機による廃棄物の積み上げや選別などの作業、再資源化処理などに必要な仮設処理施設の設置※が可能な面積を有すること(中間処理機材等を設置する仮置場の場合)

※中間処理機器の設置面積は1台100~200㎡、中間処理機1台設置の場合、仮置場面積は1,300㎡(約30×45m)程度

- (4) 中長期の使用ができること。(最長3年間と想定)
- (5) 再利用・焼却・埋立て等の搬出に便利なこと
- (6) 仮置き又は処理・処分時の環境汚染対策が行いやすい地形・地質であること。
- (7) 仮置場の重機による廃棄物の積み上げや選別作業時や仮設処理施設の稼働時の騒音、粉塵などの発生により、近隣住民などの生活環境が著しく悪化しないよう十分な距離を有し、飛散防止・安全管理が容易であること。

※仮置場候補地

- ・グラウンドなどのスポーツ施設(町営西部グラウンド・町営南部グラウンド等)
- ・公園
- ・了解の得られた民有地(工場用地・国道366号線バイパス沿農地等)

なお、仮置場候補地については、表4-1のとおりとする。

【表 4 - 1 仮置場候補地一覧】

(面積：㎡)

No.	候補地名称 (施設名)	所在地	面積	有効面積		備考
				災害廃棄物置場	仮設住宅建設用地	
1	町営西部グラウンド	緒川字北靱谷鐘 5	9,000	4,500	—	・災害廃棄物置場優先で他利用可
2	町営南部グラウンド	藤江字五号地 31	11,000	5,500	—	・災害廃棄物置場優先で他利用可
3	町営第 1 グラウンド	石浜字平地 35	9,000	2,250	8,100	・応急仮設住宅建設用地優先で他利用可 ・隣接に避難所(町体育館)あり
4	町営第 2 グラウンド	石浜字平地 25	6,000	1,500	—	・ライフライン復旧用地優先で他利用可
5	町営北部グラウンド	森岡字下申間 23-55	9,000	2,250	9,000	・応急仮設住宅建設用地優先で他利用可
6	於大公園	緒川字沙弥 2-1	5,000	1,250	—	・人命救助活動拠点優先で他利用可
7	高根中央公園	緒川字東仙台 9-1	5,400	1,350	5,400	・応急仮設住宅建設用地優先で他利用可 ・隣接に避難所(西部ふれあいセンター、東ヶ丘自治会集会所)あり
8	三丁公園 (多目的広場)	藤江字三丁地内	3,012	753	—	・ライフライン復旧用地優先で他利用可
9	三丁公園 (屋根付広場)	藤江字三丁地内	607	151	—	・ライフライン復旧用地優先で他利用可
10	大東最終処分場 (東部知多衛生組合)	大府市大東町五丁目 108	8,370	8,370	—	・組合、構成市町と要調整
11	洲崎最終処分場 (東部知多衛生組合)	森岡字洲崎地内	6,856	6,856	—	・組合、構成市町と要調整
12	東部知多浄化センター (東部知多衛生組合)	東浦町大字森岡字三州道 41	3,840	3,456	—	・組合、構成市町と要調整
合 計			77,085	38,186	22,500	

No. 1・2 = 面積 × 1/2、No. 3～9 = 面積 × 1/4 で積算

※仮設住宅建設用地の有効面積(応急仮設住宅建設候補地台帳参照)

※No. 2 の町営南部グラウンドは津波被害がない場合に限り利用するものとする。

第6節 仮置場の運用計画

1 仮置場の受け入れ条件

- (1) 受け入れる廃棄物は、住民により直接搬入される廃棄物、本町が撤去した障害物及び災害対策本部等から受入要請のあった廃棄物並びに本町の事業として災害により解体撤去した建物から発生した廃棄物とし、それ以外の廃棄物に関しては、本町と別途協議を行うこととする。
- (2) 仮置場入口にて、本町又は本町から仮置場の管理委託を受けた者の許可を得たうえでなければ、大型車による廃棄物の搬入はできないものとする。
- (3) 分別がされていない、あるいは分別が不十分な場合は搬入を認めず、分別を要請する。

2 仮置場での保管及び搬入・搬出管理

- (1) 搬入路には、大型車が通行しても問題がないよう、敷鉄板の設置や砂利舗装をした道路（幅12m程度）を確保することが望ましい。
- (2) 選別して搬入された廃棄物毎に区分し、保管できる区域を設定し受け入れる。
- (3) 搬入日報を作成し、搬入台数・ごみの種類別の搬入量・中間処理量・搬出量等を記録し、受付では各搬入車両の書類確認・積載物のチェックを行う。
- (4) 災害廃棄物の発生量等を考慮し、必要な人員・資機材等を配置する。

3 仮置場での安全保管対策

- (1) 仮置場の地面が土の場合は、廃棄物保管場所の下に敷鉄板又はシートを設置し、土壌汚染の発生や廃棄物と土の混合が発生しないようにする。
- (2) 廃棄物の積み上げ高さは、5m以下とする。（津波堆積物は10mまで可）
また、積み上げる際は重機を用いて廃棄物を安定させ、崩落を防ぐ。
- (3) 木くず及びその他の可燃物の仮保管は、火災が発生しないよう適切な対策を講じるとともに、仮置場には消火器等を設置する。
- (4) 作業を行う者は、アスベストの排出に備え、防塵マスク及び保護メガネを着用し、安全長靴を履くことが望ましい。

4 搬入時の車両の誘導

- (1) 入口及び場内に案内図を掲示するなど搬入車両の円滑な動きを誘導する。
また、場内ルートを整備し、標識などを設置して交通事故の防止を図る。
- (2) 円滑な搬入を図るため、必要に応じて仮置場に車両誘導員を配置する。

5 周辺環境対策

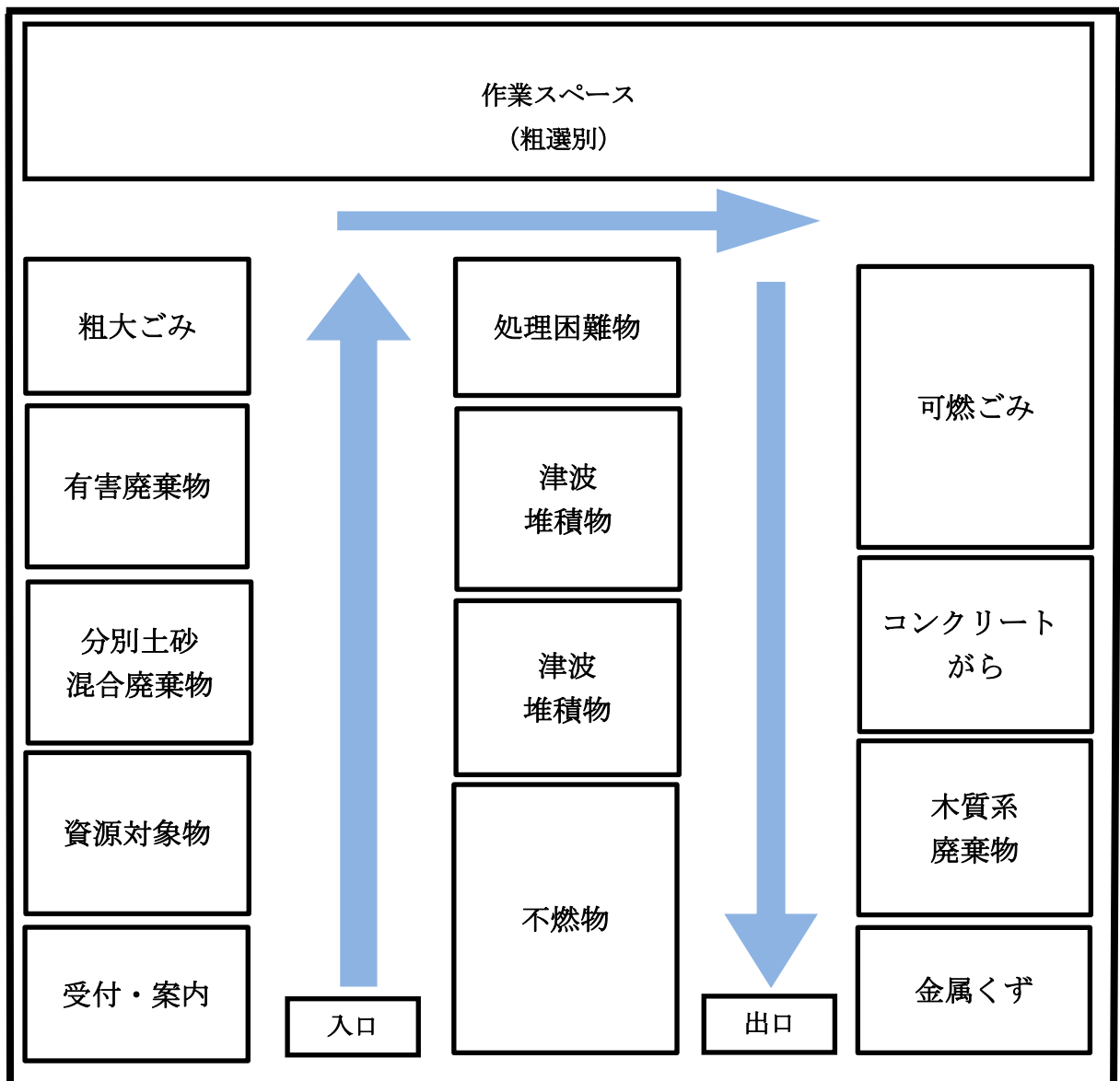
- (1) 仮置場における作業が周辺環境へ影響を及ぼすことを防止するため、みだりに人が立ち入ることやがれきが飛散しないように必要に応じて周辺に飛散

- 防止ネット・防音シートの設置を行う。
- (2) 入口周辺で車両が渋滞する場合は、騒音や排気ガスによる周辺住民への影響を防止するよう適切な対策を講じる。
 - (3) 廃棄物の積み降ろし及び積み上げの際に粉塵の発生が著しい場合は、散水により粉塵の飛散を抑制する。また、降水時の排水への対応を行う。
 - (4) 臭気対策として消臭剤の散布を行う。
 - (5) 作業は、立地環境等に十分注意し、振動・騒音等による周辺への環境を考慮して、深夜、早朝の作業は極力控えるなどの対策を図る。

6 仮置場の配置図

一次仮置場及び二次仮置場の配置例を図4-1、図4-2に示す。
 なお、設置場所の状況に応じて、廃棄物の配置場所は適宜変更するものとする。

【図4-1 一次仮置場の配置図（例）】



【図4-2 二次仮置場の配置図（例）】
 （環境省災害廃棄物対策指針 技術資料 1-14-5）



第5章 解体撤去及び搬出・運搬

第1節 基本的事項

被災市町村が実施する災害廃棄物処理事業は、廃棄物処理法第22条に基づき国庫補助対象となり、被災建物の解体撤去は、所有者からの申請に基づき、本町が民間業者に解体撤去と仮置場への運搬を発注する。

第2節 解体撤去作業の進め方

解体業者は、本町の定めた解体順序に従って解体作業を行う。

なお、解体撤去にあたっては、所有者の立会いを原則とする。

第3節 解体撤去時の分別

がれきの処理の効率化やリサイクルの向上を図るため、解体撤去時は次に示す分別区分に従って分別し、搬出車両に搭載する。

また、極力分別を行い、混合廃棄物の発生量を最小限に抑える。

- (1) 木質系（柱・板等）
- (2) 金属（鉄筋・鉄骨・サッシ等）
- (3) コンクリート（30 cm程度以下）
- (4) 可燃雑（紙・畳・布団等）
- (5) その他不燃物（瓦・レンガ・ガラス・アスファルト・土砂・石等）
- (6) 以上を最大限分別した後の混合廃棄物

第4節 解体撤去時の周辺環境対策

解体撤去時は周辺環境に及ぼす影響を最小限にするよう、次の事項を配慮し対策を講じる。

- (1) 解体時の騒音・振動の抑制に配慮する。
- (2) 解体時の粉塵の発生を最小限に抑える。
- (3) アスベストを使用した建築物の解体撤去の際は、建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について（平成13年3月、環境省環境管理局大気環境課）等に準じて、アスベストの飛散防止措置を講じる。

第5節 搬出・運搬の指針

(1) 分別の保持

解体時に分別されたものは、その分別を保って搬出し、分別区分ごとに定められた仮置場へ搬入する。

なお、分別が不十分なものは、仮置場への搬入を認めないため分別区分に従って積載する。

(2) 指定運搬ルートへの遵守

解体家屋の存在する地区毎に仮置場までの搬入ルートを定め、これを遵守して運搬する。

(3) 廃棄物の飛散、落下の防止

運搬中に廃棄物が落下及び飛散しないように配慮して積載し、必要に応じて荷台に幌またはシートをかぶせる。

(4) 仮置場での搬入指示への遵守

仮置場入り口及び場内では、搬入車両向けに掲示された指示等に従って搬入する。

(5) 周辺環境対策

アスベストを含む解体材の搬出・運搬は、廃棄物処理法及び建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針（昭和63年7月、厚生省水道環境部産業廃棄物対策室監修）等に従って、密閉・飛散防止措置を講じ、適正な搬出・運搬を行う。

第6章 貴重品・思い出の品等への対応

第1節 基本的事項

(1) 貴重品の取扱い

所有者がわからない貴重品（現金、金券、商品券、株券、貴金属等）は速やかに警察へ届け出る。

(2) 思い出の品（個人にとって価値があると認められるもの）の取扱い

廃棄物として処理をせずに、自治体で一定期間保管し、できる限り所有者に引き渡す。

対象物としては、アルバム、写真、位牌、卒業証書、賞状、財布、通帳、手帳、ハンコ、貴金属類、パソコン、携帯電話、デジタルビデオカメラ、ビデオなど。

第2節 回収、保管、管理について

- ・家屋やがれきの解体撤去を行う作業員による回収、状況に応じて貴重品・思い出の品を回収する班を編成し、回収を行う。
- ・膨大な量の対象物が発生することが想定されるため、発見場所や品目等の情報について、管理リストを作成し、管理を行う。
- ・対象物によっては、個人情報も含まれることを配慮して、保管・管理する。

（出典：環境省災害廃棄物対策指針 技術資料1-20-1）

第7章 災害廃棄物処理実行計画について

災害発生後、実際の被災状況を踏まえた災害廃棄物の発生量及び処理可能量を算出し、災害廃棄物処理計画に記載されている事項を参考とし、速やかに「災害廃棄物処理実行計画」（以下「実行計画」という）を策定しなければならない。

なお、実行計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

区分	記載事項
災害の基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の規模 ・ 被害状況の把握 ・ 災害廃棄物の発生量及び処理可能量 ・ 処理スケジュール ・ 処理体制及び手順
収集運搬及び保管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の収集運搬計画 ・ 仮置場の配置計画
廃棄物の処理・処分方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別、再資源化処理に関する計画 ・ 最終処分計画
復旧及び復興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倒壊家屋の解体及び撤去計画 ・ 復旧及び復興計画

災害廃棄物の発生量の推計方法

<計算式>

【全壊】

$$\text{① 構造別被害棟数 (棟)} \times \text{② 構造別平均延床面積 (m}^2\text{/棟)} \\ \times \text{③ 廃棄物重量 (原単位) (t/m}^2\text{)} \times \text{④ 選別前の種類別割合}$$

【半壊】

$$\text{① 構造別被害棟数 (棟)} \times \text{② 構造別平均延床面積 (m}^2\text{/棟)} \\ \times \text{③ 廃棄物重量 (原単位) (t/m}^2\text{)} \times 0.2 \times \text{④ 選別前の種類別割合}$$

【焼失】

$$\text{① 構造別被害棟数 (棟)} \times \text{② 構造別平均延床面積 (m}^2\text{/棟)} \\ \times \text{③ 廃棄物重量 (原単位) (t/m}^2\text{)} \times \text{④ 選別前の種類別割合} \times (1 - \text{減量率})$$

①構造別被害棟数（棟）

②構造別平均延床面積

構造	平均面積
木造	108.8 m ²
非木造	468.3 m ²

（出典：災害廃棄物等発生量の推計について（平成28年12月 愛知県））

③廃棄物重量（原単位）

全壊、半壊、焼失ごとに構造別に計算をすること。

構造		原単位（t/m ² ）
木造	可燃物	0.194
	不燃物	0.502
非木造	可燃物	0.100
	不燃物	0.810

（出典：災害廃棄物等発生量の推計について（平成28年12月 愛知県））

※半壊については、全壊の20%とし、0.2を掛けること。

※焼失については、次項の④において、減量率を加味する。

④選別前の種類別割合

※焼失については、（1－減量率）を掛けること。

構造		種類別割合（%）			
		可燃混合物	コンクリートがら	金属くず	不燃混合物
木造	可燃物	100%	—	—	—
	不燃物	—	43.9%	3.1%	53.0%
非木造	可燃物	100%	—	—	—
	不燃物	—	94.9%	4.9%	0.2%
減容率	可燃物	99.61%	4.76%	—	17.36%
1－減容率	不燃物	0.39%	95.24%	—	82.64%

（出典：災害廃棄物等発生量の推計について（平成28年12月 愛知県））

⑤選別後の種類別発生量の算出

選別前の種類別発生量×選別率

選別前	選別後					
	可燃物	不燃物	柱角材	コンクリート	金属	分別土砂

可燃混合物	69.09%	14.10%	8.45%	4.56%	0.75%	3.05%
コンクリートがら	—	4.22%	—	91.66%	0.16%	3.96%
金属くず	—	5.41%	—	—	92.23%	1.36%
不燃混合物	2.09%	64.02%	—	1.06%	8.76%	24.07%
津波堆積物	0.88%	2.44%	0.01%	2.22%	0.34%	94.11%

(出典:災害廃棄物等発生量の推計について(平成28年12月 愛知県))

(6) し尿の発生量の推計方法

し尿収集必要量

し尿収集必要量は、①仮設トイレを必要とする人数、②非水洗化区域のし尿収集人口の合計にし尿計画1人1日平均排出量を乗じて推計する。

<前提条件>

ア 断水のおそれがあることを考慮し、避難所に避難する住民全員が仮設トイレを利用する避難所は一時に多くの人数を収容することから既存のトイレでは処理しきれないと仮定する。

イ 断水により水洗トイレが使用できなくなった在宅住民も、仮設トイレを使用すると仮定する。

ウ 断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち半数とし、残り半数の在宅住民は給水、井戸水等により用水を確保し、自宅のトイレを使用すると仮定する。

し尿収集必要量

=災害時におけるし尿収集必要人数×1日1人平均排出量

= (①仮設トイレ必要人数+②非水洗化区域し尿収集人口)
×1人1日平均排出量

※1人1日平均排出量=1.70/人・日

①仮設トイレ必要人数=避難者数+断水による仮設トイレ必要人数

避難者数：避難所へ避難する住民数

断水による仮設トイレ必要人数

= {水洗化人口-避難者数×(水洗化人口/総人口)} ×上水道支障率
×1/2

水洗化人口：平常時に水洗トイレを使用する住民数

(下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口)

総人口：水洗化人口+非水洗化人口

上水道支障率：地震による上水道の被害率

1 / 2 : 断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約 1 / 2 の住民と仮定。

②非水洗化区域し尿収集人口 = 汲取人口 - 避難者数 × (汲取人口 / 総人口)

汲取人口 : 計画収集人口

(出典 : 災害廃棄物対策指針 技術資料 1 - 11 - 1 - 2)

3 基本方針

- (1) 処理の対象
- (2) 処理期間
- (3) 処理方法
- (4) 処理体制

国、県、自治体の行う内容を記載する。

4 災害廃棄物の処理方法

- (1) 被災家屋等の解体
- (2) 災害廃棄物処理フロー
- (3) 災害廃棄物の集積

仮置場の設置状況、仮置場からの搬送方法、仮置場の管理（警備、火災対策、害虫及び悪臭対策）、環境監視（仮置場近隣の水質、土壌、大気）

- (4) 災害廃棄物の選別
- (5) 災害廃棄物の処理・処分

品目ごとの再生処理方法、処分方法、

- (6) 処理スケジュール

損壊家屋等の解体撤去、一次仮置場、二次仮置場等、被災年度から災害廃棄物の処理を完了する年度末までのスケジュールを表にまとめる。

資料編

1 関係機関連絡先

東部知多衛生組合・組合構成市町	東部知多クリーンセンター (ごみ処理)	一般加入電話	0562-46-8855
		同 F A X	0562-46-8856
	東部知多浄化センター (し尿処理)	一般加入電話	0562-83-3300
		同 F A X	0562-83-4226
	大府市 市民協働部環境課	一般加入電話	(代表) 0562-47-2111 (直通) 0562-45-6223
		同 F A X	(代表) 0562-47-7320 (直通) 0562-47-9996
		防災行政無線	723-2-9
	豊明市 経済建設部環境課	一般加入電話	0562-92-1111 (代表)、0562-92-1113 (直通)
		同 F A X	0562-92-1141
		防災行政無線	729-300 (代表)
	阿久比町 建設経済部建設環境課	一般加入電話	0569-48-1111 (代表)
		同 F A X	0569-49-0057 (建設環境課)
防災行政無線		757-2-345	
愛知県	環境部資源循環推進課	一般加入電話	052-954-6234
		同 F A X	052-953-7776
		防災行政無線	600-100 (代表)、600-2503 (防災危機管理課)
	知多県民センター 環境保全課	一般加入電話	0569-21-8111 (代表)
		同 F A X	0569-23-2354
		防災行政無線	604-9 (代表)、604-203
近隣市町	名古屋市 環境局	一般加入電話	052-961-1111 (代表)
		同 F A X	052-962-4030 (防災危機管理局)
		防災行政無線	700-6111 (防災局防災室)
	半田市 市民経済部環境課 クリーンセンター	一般加入電話	0569-21-3111 (代表)、0569-21-4001 (環境課) 0569-23-3567 (クリーンセンター)
		同 F A X	0569-23-6061、0569-25-3225 (環境課) 0569- 21-6405 (クリーンセンター)
		防災行政無線	705-516 (代表)
	常滑市 環境経済部生活環境課	一般加入電話	0569-35-5111 (代表) 0569-47-6115 (生活環境課)
		同 F A X	0569-35-4329 (代表) 0569-35-3939 (生活環境課)
		防災行政無線	714-2-91 (代表)

近隣市町・一部事務組合	東海市 環境経済部生活環境課 清掃センター	一般加入電話	052-603-2211、052-33-1111（代表） 052-601-2953（清掃センター）
		同 F A X	052-603-6910
		防災行政無線	722-2-242（防災危機管理課）
	知多市 生活環境部環境政策課 清掃業務課	一般加入電話	0562-33-3151（代表）、 0562-32-5300（清掃業務課）
		同 F A X	0562-32-1010、 0562-32-6235（清掃業務課）
	南知多町 厚生部環境課	一般加入電話	0569-65-0711（代表）
		同 F A X	0569-65-0694
		防災行政無線	759-2-9（代表）
	美浜町 経済環境部環境保全課	一般加入電話	0569-82-1111（代表）
		同 F A X	0569-82-4153
		防災行政無線	760-2-9（代表）
	武豊町 厚生部環境課	一般加入電話	0569-72-1111（代表）
		同 F A X	0569-72-1115
		防災行政無線	761-2-9（代表）
	刈谷市 経済環境部環境推進課 ごみ減量推進室	一般加入電話	0566-23-1111（代表） 0566-62-1017（環境推進課） 0566-21-1705（ごみ減量推進室）
		同 F A X	0566-27-9652（ごみ減量推進室） 0566-24-3481（環境推進課）
		防災行政無線	710-2-9（代表）
	常滑武豊衛生組合 クリーンセンター常武	一般加入電話	0569-72-0530
同 F A X		0569-72-0531	
中部知多衛生組合	一般加入電話	0569-72-0876	
	同 F A X	0569-72-0850	
知多南部衛生組合	一般加入電話	0569-62-0402	
	同 F A X	0569-62-2880	

	刈谷知立環境組合	一般加入電話	0566-21-5389
		同 F A X	0566-21-6865
	知多南部広域環境組合	一般加入電話	0569-84-1007
		同 F A X	0569-84-1008
民間業者	トーエイ(株) (可燃・不燃・資源・し尿)	一般加入電話	0562-83-3880
		同 F A X	0562-83-8911
	(株)中西 (資源)	一般加入電話	0562-97-6925
		同 F A X	0562-97-6379
	オオブユニティ(株)	一般加入電話	0562-47-0535
		同 F A X	0562-47-0531
	一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会	一般加入電話	052-332-0346
		同 F A X	052-322-0136

2 本町と締結している協定

災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定の締結)

第2条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

(応援要請等)

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあつせんを要請することができる。

(県の役割)

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。
平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

東浦町（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震、水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東浦町内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- （2）災害廃棄物 がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）、災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみ（廃家具類、廃家電製品等）並びに適正処理困難物（アスベストを含有する廃棄物、ポリ塩化ビフェニル廃棄物、消火器等適正処理が困難な廃棄物）をいう。
- （3）災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

- 2 甲が乙に対して行う協力要請は、様式第1号により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに様式第1号を提出するものとする。

（情報提供等）

第4条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に町内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

- 2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。
- 3 乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な乙の会員等が保有する要員、車両、資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

（災害廃棄物処理の実施）

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、必要な要員、車両、資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、様式第2号により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲及び乙が協議の上決定し、甲が負担するものとする。

(協定の優先)

第7条 甲が、災害廃棄物の処理に関し、別に乙以外の者と個別に締結した協定等がある場合は、この協定の規定にかかわらず、個別の協定等の規定を適用するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年12月1日

甲 知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
東浦町

代表者 東浦町長 神谷明彦

乙 名古屋市中区金山二丁目 10 番 9 号
第8フクマルビル5階
一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会

代表者 会長 永井良一

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

災害時における廃棄物処理の協力要請書

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会
会長 様

東浦町長

㊟

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書第3条第2項の規定に基づき、次のとおり災害廃棄物処理を要請します。

被災の状況	
災害廃棄物 処理の場所	
災害廃棄物 処理の内容	
災害廃棄物 処理の期間	
その他 必要な事項	

（担当：知多郡東浦町生活経済部環境課 電話 0562-83-3111）

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

災害時における廃棄物処理の協力実施報告書

東浦町長 様

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会

会長

⑩

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書第5条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害廃棄物 処理を実施 した場所	
実施した 災害廃棄物 処理の内容	
災害廃棄物 処理に従事 した要員、車 両及び 資機材等	
災害廃棄物 処理に従事 した期間	
その他 必要な事項	

(担当者 氏名： 電話)

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

東浦町（以下「甲」という。）とトーエイ株式会社（以下「乙」という。）は、地震、水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東浦町内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「大規模災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものとする。
- (2) 「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）、災害時に一時的に大量発生する生活ごみ及び粗大ごみ（家具、家電製品等）、適正処理困難物（アスベストを含有する廃棄物、消火器等適正処理が困難な廃棄物）並びにし尿・浄化槽汚泥とする。
- (3) 「災害廃棄物処理」とは、災害廃棄物の撤去、収集運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時における災害廃棄物処理に関し、乙に協力を要請することができるものとする。

- 2 甲は、前項の協力要請に当たっては、災害時における廃棄物の処理等の協力要請書で乙に通知する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又はファクシミリで要請し、事後速やかに当該要請書で通知するものとする。

（災害廃棄物処理の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲の指示に従い、災害廃棄物処理を実施するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物処理に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
 - (2) 災害廃棄物の再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報提供等）

第5条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に町内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

- 2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図れるように、出動可能な乙が保有する人員、車両、資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。また、災害時における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。
- 3 乙は、災害廃棄物処理の進捗状況を甲へ報告するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、災害時における廃棄物の処理等の協力実績報告書により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲及び乙が協議の上決定し、甲が支払うものとする。

(協定の優先)

第8条 甲が、災害廃棄物処理に関し、甲と一般社団法人愛知県産業廃棄物協会が締結する災害時における廃棄物の処理等に関する協定とこの協定が競合する場合には、この協定を優先するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書をもって申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議し定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年4月1日

甲 知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
東浦町
代表者 東浦町長 神谷明彦

乙 知多郡東浦町大字藤江字ヤンチャ 28 番地
トーエイ株式会社
代表取締役 今津 昭

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

東浦町（以下「甲」という。）とオオブユニティ株式会社（以下「乙」という。）は、地震、水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東浦町内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）「大規模災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものとする。
- （2）「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）、災害時に一時的に大量発生する生活ごみ及び粗大ごみ（家具、家電製品等）、適正処理困難物（アスベストを含有する廃棄物、消火器等適正処理が困難な廃棄物）並びにし尿・浄化槽汚泥とする。
- （3）「災害廃棄物処理」とは、災害廃棄物の撤去、収集運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時における災害廃棄物処理に関し、乙に協力を要請することができるものとする。

- 2 甲は、前項の協力要請に当たっては、災害時における廃棄物の処理等の協力要請書で乙に通知する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又はファクシミリで要請し、事後速やかに当該要請書で通知するものとする。

（災害廃棄物処理の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲の指示に従い、災害廃棄物処理を実施するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物処理に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
 - （1）周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
 - （2）災害廃棄物の再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報提供等）

第5条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に町内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

- 2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図れるように、出動可能な乙が保有する人員、車両、資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。また、災害時における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。
- 3 乙は、災害廃棄物処理の進捗状況を甲へ報告するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、災害時における廃棄物の処理等の協力実績報告書により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲及び乙が協議の上決定し、甲が支払うものとする。

(協定の優先)

第8条 甲が、災害廃棄物処理に関し、甲と一般社団法人愛知県産業廃棄物協会が締結する災害時における廃棄物の処理等に関する協定とこの協定が競合する場合には、この協定を優先するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書をもって申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議し定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年4月1日

甲 知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
東浦町
代表者 東浦町長 神谷明彦

乙 大府市北崎町駒場 88 番地
オオブユニティ株式会社
代表取締役 相木 徹

3 参考指針等

- ◆災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省）
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/>
- ◆愛知県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 12 月 愛知県資源循環推進課）
<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/junkan/saihaikekaku.html>
- ◆愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査
（平成 26 年 5 月 愛知県防災会議地震部会）
<http://www.pref.aichi.jp/bousai/2014higaiyosoku/whitebooknew2.pdf>
- ◆国立研究開発法人国立環境研究所 災害廃棄物情報プラットフォーム
<http://dwasteinfo.nies.go.jp/>
- ◆災害廃棄物分別・処理実務マニュアル（冊子）
- ◆愛知県災害廃棄物処理計画研修関連資料